

朝日航洋株式会社所属ベル式412型（回転翼航空機）JA9584の
航空重大インシデント調査について
（経過報告）

令和4年12月1日
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和3年12月22日、群馬県桐生市内において朝日航洋株式会社所属ベル式412型（回転翼航空機）JA9584が物資を吊り下げて飛行中、同市内の山中に物資の一部が落下した航空重大インシデントについて、令和3年12月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、さらに分析を進め、調査結果について原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。このため、本件調査については、本航空重大インシデントが発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本航空重大インシデントに関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、航空事故等の防止に寄与することを目的として行うものであり、本事案の責任を問うために行うものではない。

1. 航空重大インシデントの概要

朝日航洋株式会社所属ベル式412型（回転翼航空機）JA9584は、令和3年12月22日（水）機長及び同乗者1名が搭乗し、桐生市場外離着陸場を離陸し、物資を吊り下げて飛行中に同市内の山中に物資の一部（生コンクリート重さ約800～900kg）を落下させた。

2. 調査の概要

本件は、航空法施行規則（昭27運輸省令56）第166条の4第16号の「物件をつり下げている航空機から、当該物件が意図せず落下した事態」に該当し、航空重大インシデントとして取り扱われることとなったものである。

運輸安全委員会は、令和3年12月22日、本航空重大インシデントの調査を担当する主管調査官ほか2名の航空事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、航空機の調査、飛行関連マニュアルの調査、バケットの作動検証及び構成部品の分解検査を実施した。

本調査には、航空重大インシデント機に装備されているエンジンの設計・製造国であるカ

ナダ国の代表が参加している。

3. 判明している主な事実情報

(1) 飛行の経過

同機は、10時48分ごろ、機長及び同乗者が搭乗して、桐生市場外離着陸場を離陸し生コンクリート運搬中に、荷重計の指示値が減少したので、同乗者がバケットの内部を目視で確認したところ、生コンクリートが無くなり、バケットの底板が2～3cm程度開いていた。



図 航空重大インシデント機及びバケット

(2) 死傷者

なし

(3) 航空機の損壊

なし

(4) 気象

操縦者の口述によれば、本事案発生時の気象は、北北西の風8～10m/s、視程10km以上、雲なし、外気温度8℃であった。

4. 今後の調査

本航空重大インシデントの原因の究明及び事故等の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、物資の落下の経緯、構成部品の分解検査の結果等について分析を進めるほか、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本航空重大インシデントの原因等の調査を進める。